

平成 30 年「夕暮れ時、^{どき}ちょっと早めのライト・オン運動」実施要綱

1 目的

夕暮れ時は交通事故が多発する傾向にあり、特に日没時間が早くなる 10 月からは、帰宅時間帯のラッシュと相まって、さらに交通事故の多発が懸念されます。

このため、車両の運転者が、夕暮れ時に少しでも早くライトを点灯することを心がけ、周囲の車両や歩行者を早期に発見できる交通環境づくりに努めるとともに、早めのライト点灯と反射材着用を推進することにより、全ての道路利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止することを目的とします。

2 主唱

三重県交通対策協議会

3 運動期間

平成 30 年 10 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで（3 ヶ月間）

4 推進事項

- (1) 夕暮れ時の早めのライト点灯（自動車、オートバイ、自転車）
- (2) 反射材の着用推進（歩行者、自転車利用者）

5 期待される効果

- (1) 歩行中、自転車乗用中の交通事故防止
- (2) 車両相互間の早期発見による交通事故防止
- (3) 早めのライト点灯、反射材着用推進による交通安全意識の高揚

6 推進要領

- (1) 夕暮れ時の早めのライト点灯（自動車、オートバイ、自転車）
 - ・ 日没の少し前からライトを点灯し、見るためのライトを見せるためにも活用しましょう。
 - ・ 夜間、自動車のライトはハイビームを基本とし、必要によりロービームへのこまめな切り替えで視界を確保するとともに、速度を控えて安全運転に努めましょう。
 - ・ 事業所や家庭等では、お互いに注意を呼びかけながら、夕暮れ時からの早めのライト点灯に積極的に取り組みましょう。
- (2) 反射材の着用推進（歩行者、自転車利用者）
 - ・ 歩行者は、できるだけ明るい服装（白や黄色）を選ぶとともに、反射タスキの着用や、鞆などに反射材を貼り付け、懐中電灯を持つなどして周囲に自分の存在を知らせて交通事故から身を守りましょう。

- ・ 自転車利用者は、夜間は必ずライトを点灯するとともに、反射タスキの着用やリフレクターを活用し、歩行者や車両との交通事故防止に努めましょう。
- ・ 事業所や家庭等では、反射材等の着用推進に積極的に取り組みましょう。

7 ライト点灯時間

夕暮れ時は、季節や天候、個人の感覚によって明暗の捉え方が異なり、画一的に定めることはできませんが、本運動では、ライト点灯義務がある日没の少し前にライト点灯時間の目安を設定します。周囲が暗くなってきたと感じられる日没の概ね30分前（夕日が極めて低くなり、つるべ落として全体的に暗くなるとともに、西日による明暗が大きく感じられる時間帯）を目安とし、点灯時間は下記のとおりです。

○ 点灯時間

(天候等により、点灯時間を調整して下さい。)			
10月1日	から	10月31日までの間	16時40分
11月1日	から	11月30日までの間	16時20分
12月1日	から	12月31日までの間	16時10分

○ 日没時間（津標準暦）

10月…10/ 1-17:39 , 10/11-17:25 , 10/21-17:12

11月…11/ 1-17:00 , 11/11-16:52 , 11/21-16:46

12月…12/ 1-16:43 , 12/11-16:43 , 12/21-16:46

8 参考事項

(1) 夕暮れ時とは（広辞苑より）

夕暮れ時とは、日の暮れようとするとき、夕暮れ、夕方、黄昏時のことをいう。

(2) 日没後のライト点灯義務

道路交通法第52条第1項

車両等は、夜間（日没時から日の出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。

(3) 「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」実施中！（三重県警察）

○ ドライバーは、ハイビームを基本とし、必要により、こまめなライトの切り替えで事故防止！

○ 夕暮れ時は、早めのライト点灯で安全運転！

○ 歩行者や自転車利用者は、反射材を着用しましょう！